

議案第 36 号 三田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【趣 旨】

介護保険法第 47 条及び第 81 条に規定する厚生労働省令で定める基準等の一部を改正する省令が公布（令和 6 年 1 月 25 日厚生労働省令第 16 号）されたため、市の基準条例の一部を改正するもの。

【内 容】

別紙のとおり

【施行期日】

令和 6 年 4 月 1 日

【予算措置】

なし

【そ の 他】

関係法令

- ・ 介護保険法第 47 条及び第 81 条
- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 38 号）
- ・ 令和 6 年厚生労働省令第 16 号

○改正内容

国における令和6年度介護報酬改定では、以下の4項目を基本的な視点として議論がなされ、令和6年1月25日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第16号）が公布されました。これに伴う市基準条例の一部を改正する主な内容は以下のとおりです。

- (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進
- (2) 自立支援・重度化防止に向けた対応
- (3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
- (4) 制度の安定性・持続可能性の確保

1 全サービス共通事項

No.	改正内容	関係条項
1	○管理者の兼務範囲の明確化 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。	第5条
2	○身体的拘束等の適正化の推進 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。	第15条、 第31条
3	○「書面掲示」規制の見直し 事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを令和7年度から義務付ける。	第24条

2 その他の主な改正内容

No.	改正内容	関係条項
1	○ケアマネジャー1人当たりの取扱件数	第4条

	<p>基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤のケアマネジャーを1人以上配置することが必要となる人員基準について、次のとおり見直す。</p> <p>(1) 原則、要介護者数に要支援者数に1/3を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画を電子的に送受信するためのケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者数に要支援者数に1/3を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1とする。</p>	
2	<p>○公正中立性の確保のための取組の見直し</p> <p>令和3年度介護報酬改定において次の事項に関する利用者への説明及び理解を得ることが義務付けられたが、努力義務に改める。</p> <p>(1) 前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービス利用割合</p> <p>(2) 前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合</p>	第6条
3	<p>○指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング</p> <p>人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、所定の要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。</p>	第15条